

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

(変更)

		資料番号	25	担当課	都市計画課
法令名	愛媛県屋外広告物条例	根拠条項	25 - 1	許認可等の内容	講習会修了者と同等以上の知識を有するものとする認定
<p>(根拠条項及び審査基準) 愛媛県屋外広告物条例施行規則</p> <p>(認定の手続) 第25条 条例第39条第1項第5号の規定による認定(以下「認定」という。)を受けようとする者は、認定申請書(様式第22号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。 (1) 次項第1号の実務経験を証明する書類 (2) 過去5年以内に屋外広告物に関する法令に違反していないことを誓約する書類</p> <p>2 認定は、次に該当する者について行うものとする。 (1) 営業所における屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置の責任者として5年以上の経験を有する者 (2) 認定しようとする日以前5年間にわたり屋外広告物に関する法令に違反していない者</p>					